



いつもお世話になっております。事務所だよりの7月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

消費税及び地方消費税の課税の仕組み(法人設立)

消費税は、現在、国の税収のなかでも所得税・法人税に続き大きな割合を占めています。何年か先には所得税や法人税よりも消費税の税収が多くなるでしょう。(消費税の税率が上がると予想されています)
今回は、その消費税の課税の仕組みについて、法人設立の場合を考えてみたいと思います。

1. 法人設立の場合の消費税

法人設立の場合	資本金1000万以上	設立第1期から消費税がかかる
	資本金1000万未満	設立第1期・第2期は消費税が免税(免税制度)

【ここに注意】 資本金1000万以上だと設立第2期までの消費税の免税制度が使えない。

【ここに注意】 資本金1000万未満なら設立第1期・第2期は免税制度により消費税は免税です。ただし、決算日をいつにするかによって免税期間が短くなる場合がある。

2. 設立3期からは次のような場合に消費税を納めることとなります

常に当期の2期前(基準期間といいます)の課税売上高が1000万超かどうかにより判定します。資本金300万で設立したA社の場合

期数	課税売上高	判定結果
第1期	1100万	資本金が300万のため免税制度により免税
第2期	950万	資本金が300万のため免税制度により免税
第3期	1700万	第1期課税売上高1000万超により消費税がかかる
第4期	2000万	第2期課税売上高1000万以下により消費税が免税です

なお、たとえば、第3期は消費税がかかりますが、あくまでも第3期の課税売上高1700万に対して消費税を納めることとなります。

3. 消費税のかかる収入を総称して「課税売上高」といいます

消費税のかかる収入には次のようなものがあります

勘定科目・収入	収入の内容
売上高	商品販売・製品販売・サービス提供
雑収入	作業くず売却・保険代理店手数料・自販機設置手数料
賃貸料収入	事務所・倉庫・駐車場の賃貸料収入
固定資産売却高	車両の下取代金・機械の売却代金

など

4. 簡単におさらい

上記1.から3.までを略すると

「基準期間(当期の2期前)の課税売上高(消費税のかかる収入)が1000万超であれば、当期は課税事業者(当期は消費税を納税しなければならない法人)になる。

判定は2期前の課税売上高だが、納税は当期の課税売上高で計算する。」です。

消費税は条件にもよりますが届出により色々な制度が使用できます。

高額な建物や機械等の購入や売却、売上の内容が極端に変わる等がありましたら、有利な制度の選択が出来る場合もありますので、事前にご相談下さい。